

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

審査請求人代理人 [REDACTED]

処分庁 高松市福祉事務所長

審査請求人が令和3年7月31日付けで提起した処分庁による生活保護一時扶助申請却下処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（生活保護一時扶助申請却下処分取消請求事件（令和3年健康第8号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

第1 事案の概要

事案の概要は、次のとおりである。なお、本件審査請求を行った請求人は、下記6の審査請求を行った者と同一である。

- 1 令和元年12月20日、処分庁は、請求人からの申請を受け、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を開始した。
- 2 令和2年7月14日、請求人は [REDACTED] のため [REDACTED] の [REDACTED] に入院した。
- 3 その後、請求人は同病院からの退院に際し、入院前に住んでいた [REDACTED] のマンション（以下「[REDACTED]」という。）から [REDACTED] のアパートに転居するため、「[REDACTED]」

という理由により、同年10月2日付けで法に基づき、転居先の敷金等に充てるための一時扶助申請（以下「退院時申請」という。）を行った。

- 4 令和2年10月12日付けで、処分庁は、当該申請を却下する処分（以下「退院時処分」という。）を行った。なお、当該処分の却下理由は、次のとおりである。
「申請書添付書類に示されている転居先では、転居が必要な理由としている問題を根本的に解決することにならず、国の通知で示された要件のいずれにも該当しない。」
- 5 令和2年10月13日、請求人は、██████████を退院し、退院時申請が却下されたため、██████████の██████████に仮住まいした。
- 6 令和2年12月1日付けで、請求人は、香川県知事に対し、退院時処分の取消しを求める審査請求を行った。
- 7 令和3年1月6日、請求人は、自費で転居費用を支払い、██████████のアパート（以下、「██████████」という。）に転居した。
- 8 令和3年3月31日付けで、香川県知事は、上記6の審査請求を認容し、退院時処分を取り消す旨の裁決を行った。
- 9 令和3年4月12日付けで、請求人は、自費で支払済となっていた██████████への転居費用の扶助を内容とする一時扶助申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 10 令和3年4月27日付けで、処分庁は同年3月31日の退院時処分取消しの裁決を受け、退院時申請で示された転居先に転居・居住した実態がないことを理由として、退院時申請に対する却下処分を行った。
- 11 令和3年5月19日付けで、処分庁は、本件申請を却下する本件処分を行った。なお、本件処分の却下理由は、概ね次のとおりである。
「本件申請で示された転居先（██████████）への入居後の生活状況を確認した結果、退院時申請で示された転居目的を達成しているとは認められず、国の通知で示された要件のいずれにも該当しない。」
- 12 請求人は、令和3年7月31日付けで、香川県知事に対し、本件審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、本件申請の拒絶は違法・不当であるため、本件処分の取消し及び転居費用の支給を求めており、その主張内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 令和2年10月2日の退院時申請で転居費用を求めた根拠は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日厚生省社会局

保護課長通知)以下「国の課長通知」という。)第7の問30で「転居に際し、敷金等を必要とする場合」として列挙された場合のうち「1 入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合」あるいは「12 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」に該当することであり、令和2年9月29日付けの[]の主治医の診断書(以下「主治医診断書」という。)から見ても、請求人の事情は同通知の1の場合に該当するし、12の場合にも該当すると考えられ、要件該当性はあるといえるところ、処分庁は、「転居目的が達成しているとは認められない。」との理由から本件処分を行った。

- (2) 国の課長通知の要件に、転居目的が実際に果たされたかどうかは、考慮要素になっておらず、処分庁は、国の通知にない要件を独自に付け足して、却下理由にしている点で違法・不当な処分をしている。
- (3) また、仮に転居目的を達成しているかが考慮要素とした場合であっても、請求人の新たな転居先には知人が押しかけて来て、請求人に[]したり、[]したりしなくなったことから、転居目的は達成できており、[]に転居できたことで、[]の治療は順調に推移しているといつてよく、退院時処分に対する審査請求の際に、処分庁が転居先としてふさわしいと主張した「[]や[]又は[]」が、[]の転居先よりも優れている根拠は希薄であり、合理的な理由はない。
- (4) 請求人は、令和2年9月末の[]からの退院後転居の必要性を迫られていたが、処分庁が退院時処分により転居費用の支出を拒み、退院時処分に対する審査請求の結果が出ないため、やむなく自費で、令和3年1月6日に[]に転居し、令和3年3月31日の退院時処分取消しの裁決がなされた後に、あらためて自費で支払済となっていた転居費用の扶助を求めて本件申請を行ったものである。
- (5) 請求人の転居が遅くなった理由は、処分庁が転居費用の支出を拒んだからであり、主治医診断書の内容や、令和3年3月31日付けの香川県知事による裁決において国の課長通知第7の問30の「18 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たな借家等に転居する必要がある場合」に該当すると指摘されていることから、請求人には令和3年1月6日の転居時点においても転居の必要性があったことは明らかである。
- (6) 宪法第22条では居住、移転の自由を保障しており、請求人もどこに居住するかを自由に決める権利があるが、本事案においては、処分庁がその自由を制限してまで転居先を指定し、転居費用の支出を拒んだことに違法性がある。

2 処分庁の主張

処分庁は、法や保護基準、保護の実施要領に基づき適切に対応したものであり、本件処分の決定に何らの違法・不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張しており、主張の内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件申請は、退院時の転居に係るものではないことから、国の課長通知第7の問30の1の要件に該当せず、請求人が_____に転居後、_____した可能性が高く、そうであるならば_____が身近にあったとされる_____から何ら環境条件の改善がなされていないため、上記問30の12の要件にも該当しないと考えられる。
- (2) 処分庁としては、国の課長通知の問30の各項目は、生活保護受給者が転居に際し、敷金等を必要とする場合について、生活保護受給者が法第1条の趣旨から逸脱しないための転居が必要な状態を18項目に限定列挙したものと考えられ、そのような場合のみに敷金等を支給するものであると解しており、請求人は_____に転居後においても_____を再使用したことが強く疑われるなど、法の趣旨から大きく逸脱した状態を脱することができないと考えられるため、本件処分に至ったものであり、転居目的の達成を考慮要素として本件処分を違法・不当とするのは失当である。
- (3) 処分庁においては、本事案の転居目的には、請求人が_____ことに加え、_____すること、ひいては、請求人の健康で文化的な生活水準を維持し、自立を助長することが当然のこととして求められるものと判断している。
- (4) 処分庁においては、本件処分に際し、請求人の居住、移転の自由を妨げるような、_____や_____の施設に転居先を限定する指導は一切行っていない。
仮に、請求人が「どこの施設に行こうが、どこの場所に行こうが、即座に_____」と主張するとおりならば、いずれの場所に転居したとしても目的を達成できないため、そもそも転居は必要ないと考えられるところから、一時扶助申請の理由はないものと思料される。
- (5) 処分庁としては、本事案は、国の課長通知第7の問30で限定列挙されている18項目のいずれにも該当しないため、敷金等の支給を行わないとしたものであり、請求人の転居先を_____や_____の施設等に限定するもの及び転居 자체を制限したものではない。
- (6) 令和3年1月に請求人が_____の_____から_____に転居する際には、転居は自費で行うとの申し出があったことから、申請意思の確認は行っていないものの、一時扶助の必要性はないものと判断した。

[REDACTED]への転居について、転居目的等を考慮せずに外形的に見ることは、法第9条の趣旨である「個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うもの」に相反するものである。

第3 理由

1 認定した事実

請求人及び処分庁から提出された証拠書類等から、請求人の転居状況や本件申請の内容等が次のとおり認められる。

- (1) 令和2年9月29日付けの請求人の主治医である[REDACTED]の医師による診断書の内容は、概ね次のとおりである。

「病名 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]」

- (2) 請求人は、「生活保護法第61条による届出書」を提出することにより転居の状況を処分庁に報告しており、令和2年10月14日に同月13日に[REDACTED]の[REDACTED]へ転居したことを報告している。また、令和3年1月4日に[REDACTED]へ転居予定であることを、令和3年1月7日に同月6日に転居したことを報告している。

- (3) 請求人は、令和3年4月12日付けの「生活保護法による一時扶助申請書」を処分庁に提出することにより本件申請を行っており、当該申請書に記された申請理由は、次のとおりである。(原文のまま)

「[REDACTED]香川県健康福祉部長発処分庁高松市福祉事務所長の本件処分を取り消す。決定が出ました。つきましては住宅取得のための一時扶助をお願いします。[REDACTED]のみつもりをていじゅつします。」

上記の申請理由だけでは、本件申請がいかなる事実に基づいて行われたものかが判然としなかったことから、本件審査請求の審理において請求人に確認したところ、本件申請の実質上の申請時点は、令和3年1月4日の処分庁への[REDACTED]への転居に係る報告時であり、[REDACTED]の[REDACTED]から[REDACTED]に転居するために要した費用の支給を求めるものとのことであった。

- (4) 本件申請の添付書類として提出された[REDACTED]への転居費用の見積書(令和3年1月6日付け)の内容は、次のとおりである。

「入居日 令和3年1月6日

当月分家賃[REDACTED]円 礼金[REDACTED]円 家財保険料[REDACTED]円
仲介手数料[REDACTED]円 合計[REDACTED]円」

2 本件処分に係る法令等の規定について

- (1) 本件処分の根拠条項である法第 24 条第 3 項では「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と定められており、この規定は、同条第 9 項において、被保護者からの転居に伴う敷金等の一時扶助申請を含めた保護の変更の申請について準用することとされている。
- (2) 国は、地方公共団体が法定受託事務である生活保護に関する事務を執行するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定により「よるべき基準」を示しており、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省社会局長通知。以下「国の局長通知」という。）」第 7 の 4 (1) 力では、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、才に定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、才に定める特別基準額に 3 を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定じて差しつかえないこと。」とされている。
- (3) また、国の課長通知の第 7 の問 30 では、国の局長通知の「転居に際し、敷金等を必要とする場合」に該当する場合が次のとおり列挙されている。
- 「1 入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合
 - 2～5 (略)
 - 6 宿所提供施設、無料低額宿泊所等の利用者が居住生活に移行する場合
 - 7～11 (略)
 - 12 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であつて設備構造が居住に適さないと認められる場合
 - 13～17 (略)
 - 18 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」
- (4) 国が法の解釈運用指針として示している「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「国の別冊問答集」という。）の問 13-2 の(答)「1・扶助費追加支給の限度」においては、次の記載がある。
- 「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は 3 か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に 3 か月とされているところからも支持される考え方であるが、3 か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給す

ることは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。

ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかつたことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない。」

3 本件処分の適法性・妥当性について

本件処分の適法性・妥当性を検討するに当たって問題となるのは、①本件処分の前提となる本件申請の性質等と、②請求人の転居費用の支給の適否の判断に関し、処分庁に裁量権の範囲の逸脱・濫用がないかであり、以下、これらのことについて検討する。

(1) 本件申請の性質等について

ア 本件申請は、申請の基となる事実発生日（令和3年1月6日）から3か月以上経った令和3年4月12日付けで行われており、国の別冊問答集で示された追加支給の限度（発見月からその前々月分まで）に照らすと、形式的には申請期限を超過してなされたものである。

しかしながら、本事案の場合、請求人は、前記の事実発生日において、退院時処分の取消しを求める審査請求に係る裁決を待っている状況であり、やむを得ず自費で転居費用を賄つて、仮住まいから転居したという特段の事情があったことを考慮すると、事実発生から3か月以内に一時扶助申請を行わなかつたことについて、請求人に帰責する事由があるとするのは妥当ではない。

イ 一方、処分庁においては、令和3年1月4日及び同月7日の請求人からの報告時点では、請求人が自費で転居すると申し出たこともあり、転居費用の一時扶助申請を行う意思がないと判断したことは認定を誤ったものとはいえないものの、令和3年3月31日付けの裁決により退院時処分が取り消されたことを考慮し、当該認定に誤りがないとはいえないと判断したことを勘案すると、本件申請は、国の別冊問答集における「発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない」場合に該当するものと考えられる。

(2) 本件処分における処分庁の裁量権の逸脱・濫用について

ア 国の課長通知では、被保護者が「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とされていることから、保護実施機関は、被保護者から敷金等の一時扶助申請を受けた場合には、客観的に国の通知で示された場合のいずれかに該当するかどうかを調査し、支給の適否を判断すべきものと

解され、判断過程でこれに反することができれば、裁量権の範囲を逸脱・濫用したことになると考えられる。

イ こうした観点から本事案を見ると、請求人が令和3年1月に、無料低額宿泊所等である████████の████████から████████転居したという事実は、国の課長通知の第7の問30の6「宿所提供的施設、無料低額宿泊所等の利用者が居住生活に移行する場合」に該当すると考えられ、████████の転居費用について一時扶助する必要性が認められる。

しかしながら、処分庁は本件処分に当たり、こうした場合の該当性を適切に考慮した形跡は窺われず、また、本件申請とは異なる事実関係の下で行われた退院時申請で示された転居目的を達成していないことを処分理由として本件申請を却下したことは、一時扶助を行うかどうかの判断要素とすべきでないことを考慮したものと言わざるを得ず、裁量権の範囲を逸脱・濫用したものと認められる。

なお、請求人は、退院時処分についての違法性等を主張し、居住、移転の自由を制限した処分庁の対応が違法・不当であると主張し、処分庁もこれに反論しているが、こうした争点について判断するまでもなく、本件処分における処分庁の判断が裁量権を逸脱・濫用していないとは認められず、本件処分を取り消し、請求人に対し転居費用を支給するのが相当である。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）46条1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年12月23日

審査官 香川県知事 浜田 恵造

